

第69号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市都市計画税条例（昭和31年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～16 (略)	附 則 1～16 (略)
17 法附則第15条第1項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項、第38項若しくは第44項、第15条の2第2項、 第15条の3又は第61条 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで 若しくは第61条 」とする。	17 法附則第15条第1項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項、第38項若しくは第44項、第15条の2第2項 又は第15条の3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。
18 (略)	18 (略)

第2条 八王子市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～16 (略)	附 則 1～16 (略)

17 法附則第15条第1項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項、第38項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は**第63条**の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは**第63条**」とする。

18 (略)

17 法附則第15条第1項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項、第38項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は**第61条**の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは**第61条**」とする。

18 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。